

埼玉県措置入院者退院後支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項に基づく相談支援業務の一環として、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により入院（以下「措置入院」という。）した者（以下「措置入院者」という。）が、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、措置入院者の社会復帰の促進等を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、県が設置する各保健所（以下「保健所」という。）とする。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は下記のとおりとする。

- (1) 措置入院者の退院後支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を作成するとともに、措置解除後（法第29条の2第2項の規定により入院措置をとらないことを決定した場合も含む。）に、当該支援計画に基づいて支援を行うこと（以下「退院後支援」という。）。
- (2) 地域における措置入院の運用、措置入院者の退院後の支援体制、医療機関及び関係機関の役割分担並びに地域における課題等について検討すること。

(支援計画の作成主体)

第4条 支援計画は、措置入院者の住所を管轄する保健所が作成する。

- 2 前項の規定に関わらず、住所のない者、県外又はさいたま市に住所のある者についての支援計画は、措置をした保健所（精神科救急情報センターからの移管を含む。）が作成する。
- 3 第1項及び第2項に基づき支援計画を作成する保健所（以下「担当保健所」という。）と、措置入院者の帰住先を管轄する保健所（以下「帰住先保健所」という。）が異なる場合は、担当保健所と帰住先保健所（以下「担当保健所等」という。）が共同して支援計画を作成する。この場合、計画の内容を効果的で実効性のあるものとするため、帰住地保健所は計画の策定やそのための会議の開催における中心的な役割を担うものとする。
- 4 前項までの規定に関わらず、措置入院者の帰住先が県外である場合や、さいたま市又は県内の中核市である場合には、担当保健所と帰住地自治体が協議し、計画の作成の主体を定める。

(支援対象者)

第5条 退院後支援は、担当保健所等が必要であると認めた措置入院者のうち、同意を

得られた者（以下「支援対象者」という。）について実施する。

- 2 担当保健所等は、十分な説明を行っても前項の同意が得られなかった措置入院者について、措置入院者や措置入院者を支援している家族、その他措置入院者が希望する支援者等（以下「家族等」という。）に対して、その希望に応じて、職員が相談に応じることができる旨を伝える等、必要に応じて相談支援を提供できるよう、環境調整等に努めることとする。

（支援計画作成等に関する説明及び同意）

第6条 担当保健所は、支援計画の作成に当たって、退院後支援の必要性等について支援対象者に対して丁寧に説明し、支援計画を作成すること及び計画の作成に当たり支援対象者の退院後の医療その他の支援の関係者（以下「支援関係者」という。）等が参加する会議（精神障害者支援地域協議会（調整会議）。以下「調整会議」という。）を開催すること等について、支援対象者から同意を得て、その旨を相談記録（平成12年3月31日障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく対象者ごとの記録をいう。以下同じ。）に記載しなければならない。

（支援計画作成の時期）

第7条 担当保健所等は、支援対象者の措置解除を行うまでの間に「退院後支援に関する計画」（様式第1号）を作成する。ただし、入院の期間が短い等やむを得ない事情があり、措置入院中に作成することが困難な場合は、措置解除前に前項の同意を得て、措置解除後速やかに作成するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、措置解除後に支援対象者が医療保護入院等で継続して入院する場合は、入院継続となる段階では、様式第1号中の入院継続時に必須とされている項目のみを記載した支援計画を作成し、支援対象者が退院後支援を希望する場合には、医療保護入院等から退院する段階で、第6条に規定する同意を再度得て、全ての項目を記載した支援計画に見直すものとする。

- 3 担当保健所等及び支援対象者が措置入院している病院（以下「措置入院先病院」という。）は、前項までの計画を作成するに当たって、支援対象者自身が望み、理解し、納得した上での支援となることに主眼を置き、支援対象者が計画作成に参加できるよう積極的な働きかけを行うよう努めるとともに、家族等の意見についても十分に尊重しなければならない。

- 4 担当保健所等は、支援計画の作成に当たっては、支援対象者が障害福祉サービスを利用している場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき作成されるサービス等利用計画等及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービス計画等の各計画の内容と、整合性が図られるよう配慮するものとする。

(支援期間)

第8条 支援計画に基づく支援期間は、措置解除後6か月以内を基本とし、不要に長い期間とならないよう留意する。

- 2 第7条第2項に基づき、医療保護入院等から退院した後に退院後支援を行う場合は、前項の「措置解除後」を「医療保護入院等からの退院後」に読み替える。
- 3 前二項の支援期間について、支援対象者の病状や生活環境の変化等により、延長の必要性がある場合は、支援期間の満了前に調整会議を開催し、支援対象者の同意を得た上で、原則1回に限り6か月以内の期間で延長することができるものとする。
- 4 前項の場合の支援対象者の同意は、相談記録に記載するほか、修正等した支援計画に、支援対象者の署名等をもらうことで確認するものとする。

(調整会議)

第9条 担当保健所は、支援計画（措置解除後入院を継続する場合の措置入院中に作成する計画を除く。）の作成に当たっては、原則として調整会議を開催する。

- 2 支援計画は、支援対象者の社会復帰のために作成するものであるため、調整会議には、支援対象者及び家族等の参加を原則とする。
- 3 調整会議においては、支援関係者と支援計画の内容を協議し、また、退院後支援の実施に係る連絡調整を行う。
- 4 担当保健所は、前項に規定する会議の参加者に対し、正当な理由なく本事業に携わることにより知り得た情報を漏らさないこと等をあらかじめ説明し、様式第2号「個人情報取扱いに関する誓約書」の提出を受けなければならない。
- 5 会議の記録及び支援計画等の関係資料については、支援計画を作成した保健所において保存し、保存期間は、支援計画に基づく支援の終了後5年とする。
- 6 調整会議の開催について、その他の必要な事項は別に定める。

(支援計画の交付)

第10条 担当保健所等は、支援計画を決定したときは、支援対象者に様式第3-1号「退院後支援に関する計画決定通知書」により、速やかに、支援計画を交付し、原則として支援対象者の署名等をもらうものとする。

- 2 交付に当たっては、支援対象者及び家族等に対して、支援計画の内容について説明するものとする。その際は、支援計画の見直しや同意の撤回を申し出ることが可能であること、支援期間の延長もあり得ること等も併せて説明する。なお、説明は対面を原則とするが、対面による説明が困難な場合は、電話等による説明も可能とする。
- 3 担当保健所等は、支援計画についての協議を行った支援関係者に対して、作成した支援計画の内容を様式第3-2号「退院後支援に関する計画決定通知書（支援関係者用）」により通知する。
- 4 担当保健所等は、前三項の措置を採ったときは、作成した支援計画を添えて、疾病

対策課長宛て報告する。

(措置入院先病院との連携)

第 11 条 担当保健所等は、措置入院先病院の管理者が、退院後の生活環境に関し、支援対象者及び家族等の相談支援を行う精神保健福祉士等の資格を有する担当者（以下「退院後生活環境相談担当者」という。）を選任した場合には、これと連携するものとする。

2 担当保健所等は、措置入院先病院から「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」（平成 30 年 3 月 27 日障発 0327 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づいて作成された退院後支援のニーズに関するアセスメントの結果及び退院後支援に関する計画に係る意見書の提出並びに情報提供等がなされた場合には、これを勘案して、支援計画の作成に当たるものとする。

3 調整会議には、措置入院先の主治医（主治医が精神保健指定医でない場合は、主治医に加えて精神保健指定医）、退院後生活環境相談担当者に加え、看護師、作業療法士、臨床心理技術者等、必要な職員の参加を求めることとする。

(支援計画に基づく退院後支援の実施)

第 12 条 退院後支援は、支援計画に基づき帰住先保健所が、支援関係者との連携、調整を図りながら実施する。

2 支援対象者が、支援期間中に医療等の支援を中断した場合や、精神症状の悪化が見られた場合には、支援関係者は支援計画の中の「病状が悪化した場合の対処方針」等を勘案して支援の継続に努めるものとする。

3 前項の措置を採ったにも関わらず、支援の継続が困難な場合、当該支援関係者は帰住地保健所に状況を伝え、帰住先保健所は、他の支援関係者に支援や協力を求めるなどして支援が継続されるよう努めるものとする。

(支援計画の見直し)

第 13 条 担当保健所等は、支援計画の決定後に、支援対象者又は家族等が計画の見直しを希望した場合もしくは支援内容を見直す必要があると認められた場合には、速やかに見直しを行うものとする。

2 担当保健所等は、前項の見直しに当たって、支援計画の内容の変更や期間の延長等、支援関係者との協議が必要な場合には、調整会議を開催する。また、調整会議を開催しない場合には、担当保健所等は、支援対象者、家族等及び支援関係者と個別の調整を行うものとする。

3 担当保健所等は、支援計画を変更した場合には、支援対象者及び支援関係者に対して変更後の支援計画の内容を様式第 3 - 3 号「退院後支援に関する計画変更通知書」及び様式第 3 - 4 号「退院後支援に関する計画変更通知書（支援関係者用）」により通知する。

(同意の撤回)

第 14 条 担当保健所等は、支援対象者が退院後支援への同意を撤回する意向を示した場合は、支援対象者の意向等を聴取し、その真意を十分確認するとともに、計画の見直し等を検討するものとする。

2 前項により十分な対応を行ったにもかかわらず、退院後支援の実施について支援対象者から同意を得られない場合には、退院後支援に基づく支援を終了する。

3 前項の場合は、相談記録に、支援対象者が退院後支援への同意を撤回するに至った経緯や理由等と併せて、同意が撤回された旨を記載するものとする。

4 支援計画による支援が中止された場合でも、帰住先保健所等においては、法第 47 条に基づく相談支援の範囲で、必要な支援を行っていくものとする。

(居住地の移転)

第 15 条 担当保健所等は、支援対象者が支援期間中に居住地を移転したことを把握した場合は、支援対象者の同意を得た上で、移転先を管轄する保健所（県外、さいたま市及び県内の中核市を含む。）に支援計画の内容等を通知する。

この時、居住地を移転したこととは、住所地の移転の有無に関わらず、本人の生活の本拠が置かれている場所を移転した場合を含むものとする。

2 前項の同意は、担当保健所等が相談記録に記載するほか、修正等を行った支援計画に、支援対象者の署名等をもらうことで確認するものとする。

3 県外の自治体の長又はさいたま市長による措置入院者で、県内（さいたま市及び県内中核市を除く。）に帰住する者について、当該自治体の保健所等から退院後支援の依頼があった場合は、帰住先保健所がこれを引き継ぎ、当該自治体の保健所等に情報や助言等を求め、この要綱に基づき支援計画を作成する。

4 前項で作成する支援計画の期間は、原則として、当該自治体の保健所等が作成した支援計画の支援期間の残存期間とする。

(支援の終了)

第 16 条 担当保健所等は、支援対象者、家族等及び支援関係者の意見やその後の対応等を確認した上で、退院後支援の終了を決定する。

2 前項の決定を行った場合、担当保健所等は、支援対象者及び家族等並びに支援関係者に連絡を行うものとする。ただし、前項の規定により確認を行った際に、これらの者の合意が得られている場合は、連絡を省略できるものとする。

(代表者会議の開催)

第 17 条 保健所長は、管内における措置入院の運用、措置入院者の退院後の支援体制、医療機関及び関係機関の役割分担並びに地域における課題等について検討することを目的として、精神障害者支援地域協議会（代表者会議）を開催する。

2 前項の開催について必要な事項は別に定める。

(その他)

第18条 本事業に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、支援対象者等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、第3条第1項第1号に規定する退院後支援については、平成30年5月1日に措置解除となる措置入院者から実施する。